津市告示第66号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項第2号イの規定により、 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域を次のように指定し、平成24年 4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

環境基準

地	基準値		
域	昼間	夜間	
0	(午前6時か	(午後10時	該当地域
類	ら午後10時	から翌日午前	
型	まで)	6 時まで)	
A	55デシベル	45デシベル	本市の区域のうち、都市計画法
	以下	以下	(昭和43年法律第100号)第
			8条第1項第1号に掲げる第1
			種低層住居専用地域、第2種低層
			住居専用地域、第1種中高層住居
			専用地域及び第2種中高層住居
			専用地域
В	55デシベル	45デシベル	本市の区域のうち、都市計画法
	以下	以下	第8条第1項第1号に掲げる第
			1種住居地域、第2種住居地域及
			び準住居地域
С	60デシベル	50デシベル	本市の区域のうち、都市計画法
	以下	以下	第8条第1項第1号に掲げる近
			隣商業地域、商業地域、準工業地
			域及び工業地域

ただし、道路に面する地域の環境基準は上表によらず次表のとおりとする。

	基準値		
地域の区分	昼間	夜間	
	(午前6時から午	(午後10時から	
	後10時まで)	翌日午前6時まで)	
A地域のうち2車線以上の	60デシベル以下	55デシベル以下	
車線を有する道路に面する			
地域			
B地域のうち2車線以上の	65デシベル以下	60デシベル以下	
車線を有する道路に面する			
地域及びC地域のうち車線			
を有する道路に面する地域			

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一 定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、 上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

基準値			
昼間	夜間		
(午前6時から午後10時まで)	(午後10時から翌日午前6時		
	まで)		
70デシベル以下	65デシベル以下		

備考

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及 び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)。
 - (2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて 道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 2 0 メートル